

# 令和4年度 第19回庁議要旨

日時：令和5年1月6日（金）

午前9時～午前10時15分

会場：庁議室

## [審議事項]

### 1 行政財産に係る使用料の納付方法の変更について（総務部）

行政財産の使用料については、石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例の規定により前納することとされている。

しかしながら、貸付料は後納としているにも関わらず使用料については前納の規定があるため、行政財産に係る使用許可のみ申請から使用できるまでに時間を要している。

なお、国、他の地方公共団体やその他公共団体又は公共的団体に対する使用料については、現状でも後納を認めている。

使用料の納付方法を変更し、貸付料と同様に後納も可能とすることで、使用許可事務の迅速化を図る。

#### (1) 主な内容

行政財産の使用料について納付方法を後納も可能とするよう変更する。

#### (2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に石巻市行政財産の用途又は目的外使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例について提案（施行予定年月日：令和5年4月1日）

### 2 犯罪被害者等への支援について（市民生活部・保健福祉部・建設部）

平成17年4月に、犯罪被害者等の権利利益の保護を目的とした「犯罪被害者等基本法」が施行され、近年の関係法規の整備と併せて、同法第5条の地方公共団体の責務に基づき、支援金の支給をはじめとした支援制度の制定が、県内外の自治体レベルで進められている。

本市における犯罪被害者等の支援に関して、基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務を規定するとともに、犯罪被害者等の支援の基本事項を定め、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減と、犯罪被害者等が安全で安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。

#### (1) 主な内容

ア 基本理念並びに市、市民等及び事業者の責務の規定

イ 相談・情報提供

相談窓口の設置、犯罪被害者等の相談対応及び外部の相談に対する情報提供

ウ 支援金の支給

①遺族支援金 300千円（支給対象：犯罪行為により死亡した者の遺族）

②傷害支援金 100千円（支給対象：犯罪行為により重傷病を負った者）

③死体検案費用支援金 上限100千円（支給対象：①と同様）

エ 居住の安定

公営住宅への一時入居及び公営住宅入居に係る抽選時の優遇措置

オ 広報・啓発

(2) 今後の予定

令和5年2月 令和5年第1回定例会へ条例案及び関係予算案について提案

(施行予定年月日：令和5年4月1日)

3月 石巻市犯罪被害者等支援条例施行規則の制定

(施行予定年月日：令和5年4月1日)

### 3 テレビ共聴施設改修事業補助金の見直しについて（市民生活部）

地上デジタル放送の受信が困難な地域においては、NHKと地元住民が共同で受信施設を設置・運営するNHK共聴施設と、地元住民で構成する施設組合が受信施設を設置・運営する自主共聴施設によって難視聴を解消している。

現在、受信施設の老朽化や生産縮小による補修機器の調達困難な状況から、光ファイバー方式への設備改修が必要となっており、NHK共聴施設はNHKが事業主体となり改修に取り組んでいるが、自主共聴施設は施設組合が事業主体となって改修しなければならず、費用も全て組合負担となるため、令和4年度から本補助金制度により、自主共聴組合に対して改修費用の一部補助を実施している。

しかしながら、いずれの組合においても組合員の負担が大きく改修が進まない状況である。

また、共聴組合は高齢化の進展や若年世代のテレビ放送のネット受信により、加入世帯が減少し、1世帯当たりの維持管理費の負担増加も懸念されている。

その中で、近年、津波浸水地域や土砂災害警戒区域等の災害対象区域が拡大されており、災害情報の安定した受信環境整備を行う必要がある。

補助金制度の見直しにより、自主共聴組合及びNHK共聴組合の施設組合に対する共聴施設光化改修費用の負担軽減を図ることで、災害情報等の受信環境整備を促進し、災害に対する情報弱者を発生させない地域づくりを推進する。

(1) 主な内容

- 対象施設組合：自主共聴組合：34組合（うち光化改修工事未実施30組合）  
NHK共聴組合：68組合（うち光化改修工事未実施34組合）
- 補助対象経費：共聴施設の光化改修工事に要する経費
- 補助対象金額

現行	
補助対象者	自主共聴組合
補助対象金額	光化改修工事費の1/2、ただし補助金上限額500万円
改正 (現行内容に加えて)	
補助対象者	自主共聴組合及びNHK共聴組合
補助対象金額	※組合負担費用から(5万円×組合加入世帯数)を差し引いた金額 ただし補助金上限額300万円
※組合負担費用	自主共聴組合：工事費から現行補助金を引いた額 NHK共聴組合：工事費からNHK負担分を引いた額

\* 上記の補助対象外となる5万円

：一般家庭でもテレビ視聴のために必要なアンテナ等の設備経費

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に関係予算案について提案

令和5年3月 石巻市テレビ共聴施設改修事業補助金交付要綱改正

(適用年月日：令和4年4月1日遡及適用)

ホームページ掲載及び未改修共聴組合へ制度改正を周知

#### 4 石巻市根方老人憩の家の無償譲渡について（河南総合支所・保健福祉部）

根方老人憩の家は、高齢者の心身の健康保持、福祉の増進を図ることを目的として平成元年度に設置され、これまで前谷地根方地区住民の集会所施設として地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。

平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民で組織する根方老人クラブが指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。

今般、石巻市行財政改革推進プラン2025等に基づき無償譲渡及び廃止について地元と協議した結果、合意に達した。

当該施設を地元の地縁団体に無償譲渡することにより、地域コミュニティの更なる醸成や地区住民の自治意識の高揚を図る。

(1) 主な内容

【無償譲渡する施設の概要】

ア 建物

- ① 名称 石巻市根方老人憩の家
- ② 位置 石巻市前谷地字根方山5番地5
- ③ 設置年月 平成2年3月（築33年）
- ④ 建設費 14,689千円
- ⑤ 構造 木造平家建
- ⑥ 延床面積 101.86㎡
- ⑦ 譲渡先 根方部落会 会長 門間 千恵子

イ 土地

- ① 面積 1,115.00㎡
- ② 取扱い 市有地のため無償貸付契約（3年間）

※ 参考

- (1) 年間利用者数（令和3年度） 延べ24人
- (2) 年間維持費（令和3年度） 54千円

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に石巻市老人憩の家条例の一部改正及び財産の無償譲渡について提案（令和5年4月1日施行予定）

3月 当該施設及び敷地を普通財産として所管換え

市有財産譲渡契約の締結（敷地に関しては無償貸付契約）

4月 根方部落会へ無償譲渡

## 5 夜間急患センターにおける院内処方の実施について（保健福祉部）

【後日公表】

## 6 （仮称）鹿妻保育園及び（仮称）若草保育園の民間誘致による設置について（保健福祉部）

鹿妻保育所は昭和38年度に、若草保育所は同46年度に建設され、いずれの施設も建築後50年以上経過しており老朽化が著しい状況にある。

平成30年3月に策定した「石巻市公立幼稚園・保育所・こども園再編計画」に基づき、いずれの施設も廃止し、新たな保育施設を整備することとしている。

鹿妻保育所と若草保育所を廃止し、必要な保育供給量の確保と人的資源の有効活用を図るため、民間誘致による（仮称）鹿妻保育園及び（仮称）若草保育園を設置する。

### (1) 主な内容

#### ア 新たに設置する施設の概要

保 育 園 名	（仮称）鹿妻保育園	（仮称）若草保育園	摘 要
設 置 施 設	保育所	保育所	両施設共通
開 所 予 定	令和7年4月1日	令和7年4月1日	同上
予 定 認 可 定 員	60名程度	80名程度	
開 設 場 所	事業者が選定（鹿妻地区）	石巻市向陽町5丁目12番1号【4,014.44㎡】	
選 定 方 法	公募（プロポーザル方式）	公募（プロポーザル方式）	両施設共通

#### イ 廃止する施設の概要（入所状況等を含む）

保 育 所 名	鹿妻保育所	若草保育所	摘 要
所 在 地	石巻市鹿妻北二丁目6番3号	石巻市向陽町四丁目8番8号	
定 員	110名【80名】	90名【90名】	【】は利用定員
敷 地 面 積	2,623.74㎡	1,916.39㎡	
延 床 面 積	685.1㎡	544.9㎡	
建 築 年 度	昭和38年度	昭和46年度	
建 物 構 造	木造モルタル平屋建	木造平屋建	
入 所 児 童 数	59名	58名	令和4年4月1日現在
職 員 数	保育士19名、調理員5名	保育士15名、調理員4名	令和4年4月1日現在

### (2) 今後の予定

令和5年2月	保育所設置・運営事業者公募開始
2月～5月	保育所設置・運営事業者選定
6月～8月	建設費補助金事前協議（県・市・設置事業者）
令和6年2月	建設費補助金協議
5月	建設費補助金交付決定
6月	（仮称）鹿妻保育園及び（仮称）若草保育園建設工事着手
10月	入園児童募集
令和7年4月	開園

## 7 石巻市立荻浜保育所の廃止について（保健福祉部）

荻浜保育所は昭和59年4月、地域の強い要望により「へき地保育所（定員50人）」として開設、荻浜地区12浜の保育の充実に寄与した。しかし、東日本大震災により被災し、東浜小学校の教室等を借用することで保育を実施していたが、令和2年度以降入所申込がないことから休止としていた。

今回、東浜小学校が令和5年3月31日で閉校となることから、荻浜地区の保育施設の利用児童の保護者及び地区住民に対し廃止に係る説明を行い了承が得られた。

間借りしていた東浜小学校の閉校に併せ、荻浜保育所を廃止するもの。

### (1) 主な内容

荻浜保育所を廃止するもの。

なお、建物については、被災し使用できない状態となったため、平成24年1月解体済。

保育所名：荻浜保育所

位 置：石巻市荻浜字白浜5番地1

### (2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に石巻市保育所条例及び石巻市認可保育所等の保育料に関する条例の一部改正について提案

（施行予定年月日：令和5年4月1日）

3月 石巻市保育所条例施行規則の一部改正

（施行予定年月日：令和5年4月1日）

石巻市認可保育所等の保育料に関する条例施行規則の一部改正

（施行予定年月日：令和5年4月1日）

## 8 株式会社サンエーとの高齢者地域見守り活動に関する協定の締結について（保健福祉部）

株式会社サンエーは、グループ企業とともに「高齢者の見守り」や認知症高齢者への支援等の社会貢献の取組を実施している。

先般、同社より移動販売業務における「高齢者地域見守り」に関する協定を締結したいとの申出があり、具体的な取組について協議を行ってきた。

同社との協議が整ったことから、高齢者地域見守り活動に関する協定を締結し、高齢者の孤立死等の防止の見守り活動の実施により、高齢者が安心して自立した生活を営めるよう支援する。

### (1) 主な内容

ア 対象世帯

株式会社サンエーの顧客とする。

イ 協力内容

株式会社サンエーの移動販売業務を通じて、訪問先で異変等を発見した場合に本市へ連絡する。

① 到着時はいつも玄関に出て来るのに、玄関に施錠もなく呼び出しても応答がない。

② 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。

③ 以前はできていたのに、お金の勘定ができなくなってきた。

④ 身体や顔に不自然なアザや傷が見られる。

- ⑤ 悲鳴や怒鳴り声が頻繁に聞こえる。
  - ⑥ その他、異変等が発生していると推測できる状況である。
- ※緊急性が高いと思われる場合には、救急車の手配や警察への連絡を行う。
- ※市が行う高齢者の見守り活動等のチラシ配布や情報発信に協力する。

#### ウ 協定締結期間

協定締結から令和8年1月24日まで（以後1年毎の自動更新）

#### (2) 今後の予定

令和5年1月25日 協定締結式

### 9 道路占用料、公共物使用料、公園占用使用料の改定について（建設部）

国道における道路占用料は、道路法施行令で規定されており、占用料の額は、算定の基礎となる地価水準（固定資産税評価額）及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするため、適宜見直しを行うものとされている。

今般、道路法施行令の一部を改正する政令が令和4年12月14日に公布され、国道における占用料の単価が令和5年4月1日から改定される。

本市の道路占用料について、市域内の国道占用料と整合性を図るため、道路法施行令による占用料に準拠し定めていることから、道路法施行令の改正に合わせて改定する。

また、公共物使用料及び公園占用使用料についても、道路法施行令による占用料の単価に準拠しているため、同様に改定する。

#### (1) 主な内容

##### ア 道路占用料

###### ○石巻市道路占用料条例の改正

- ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の改定
- ・定率物件（食事施設、購買施設等）の率の改定

##### イ 公共物使用料

###### ○石巻市公共物管理条例の改正

- ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の改定

##### ウ 公園占用使用料

###### ○石巻市都市公園条例の改正

- ・定額物件（ガス管、上下水道管等）の単価の改定

#### (2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に石巻市道路占用料条例、石巻市公共物管理条例及び石巻市都市公園条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和5年4月1日）

## 10 石巻市営住宅の用途廃止について（建設部）

令和2年7月から「石巻市営住宅等の用途廃止に伴う入居者移転計画」により、既存市営住宅の入居者の復興公営住宅への移転を進めており、令和4年度に2団地の住宅について、入居者移転が完了した。移転が完了した市営住宅の用途廃止を行う。

### (1) 主な内容

石巻市営和瀨清水住宅、鮎川寺下住宅の用途廃止に伴う名称・位置の削除

### (2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に、石巻市営住宅条例の一部改正について提案  
(施行予定年月日：令和5年4月1日)

## 11 石巻市営住宅等における同居親族要件の追加について

### (令和4年度第3回庁議における報告事項の審議事項への変更)（建設部）

特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則が一部改正され、特定公共賃貸住宅への入居要件のひとつである同居親族について、里子も同居親族として取り扱われる旨の要件が追加されたことから、令和4年第3回庁議において規則改正により対応する旨報告していたが、関係課との調整により、条例改正により対応することとなった。

上記法令の改正に準じた措置を講ずることにより、対象者に安全安心な住まいを提供する。

### (1) 主な内容

石巻市営住宅条例、石巻市特定公共賃貸住宅条例及び石巻市勤労者住宅条例について、児童福祉法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（里親制度における里子）を同居親族として取扱う規定を加える。

### (2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に石巻市営住宅条例、石巻市特定公共賃貸住宅条例及び石巻市勤労者住宅条例の一部改正について提案（施行予定年月日：公布の日から施行）  
3月 関係規則等の一部改正（施行予定年月日：公布の日から施行）

## 12 建築基準法に関する認定及び許可申請手数料の見直しについて（建設部）

建築基準法の改正を含む「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が公布され、省エネ設備の設置や環境に配慮した建築構造等の措置を講ずる部分について、新たに設立された建築基準法の認定、許可を受けることで、規定の緩和を受けることができるようになった。

改正法に基づき、石巻市建築基準等に関する条例の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行う。

(1) 主な内容

ア 申請区分・手数料の新設

◇容積率に関する認定（住宅又は老人ホーム等に設ける機械室部分の容積率の緩和）

許可等の申請の区分	手数料の額
法第52条第6項第3号の規定による建築物の容積率の認定申請	27,000円

◇建築物の高さに関する許可（第一種低層住居専用地域等における太陽光発電設備等の高さの緩和）

許可等の申請の区分	手数料の額
法第55条第3項規定による建築物の高さの許可申請	160,000円

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に石巻市建築基準等に関する条例の一部改正について提案  
(施行予定年月日：令和5年4月1日)

### 13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る認定申請手数料の見直しについて

#### (建設部)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（以下「改正規則」という。）が公布、施行され、併せて示された告示により、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律による認定申請（以下「省エネ建築物の認定申請」という。）について、新たに誘導仕様基準による申請が可能になった。

改正規則に基づき、石巻市手数料条例の見直しを行い、適切な手数料の徴収を行う。

(1) 主な内容

住宅部分等の認定申請について、新たに誘導仕様基準による申請が可能となったため、手数料を新たに定めるもの。

※ 誘導仕様基準とは、外壁や屋根、建築設備の仕様について、定められた基準を満たすことで省エネ計算によらず、誘導基準を満たすことができるもの。

(2) 今後の予定

令和5年2月 市議会第1回定例会に石巻市手数料条例の一部改正について提案  
(施行予定年月日：令和5年4月1日)

#### [報告事項]

##### 1 第3期石巻市中心市街地活性化基本計画掲載事業の一部変更について（産業部）

本市では現在、令和2年3月に内閣総理大臣の認定を受けた第3期中心市街地活性化基本計画（計画期間：令和2年4月～令和7年3月）に基づき、中心市街地における都市機能の回復及び更なる活性化を目指している。

本計画掲載事業の進捗状況等に合わせて、記載内容を変更し、内閣総理大臣の認定を受けるもの。



(1) 主な内容

以下の内容について記載を変更するもの。なお、計画の基本的事項（計画期間、コンセプト、基本方針、目標指標等）に関する変更は行わない。

- ア 事業名の変更
- イ 事業実施期間の変更
- ウ 支援措置の変更
- エ その他の理由による記載の修正
- オ 関連する会議等の開催情報の更新
- カ 上記に伴うその他必要な記載の修正

※主な変更点

	事業名	変更点
1	かわまち交流拠点整備事業	【事業実施時期の変更】 (平成25年度～令和3年度→平成25年度～令和4年度) 【支援措置実施時期の変更】 (令和3年度→令和4年度)
2	《再掲》かわまち交流拠点整備事業	【事業実施時期の変更】 (平成25年度～令和3年度→平成25年度～令和4年度)
3	東中瀬橋整備事業	【事業実施時期の変更】 (平成30年度～令和4年度→平成30年度～令和6年度) 【実施時期の変更】 (平成30年度～令和4年度→平成30年度～令和6年度)
4	移住促進住宅取得補助金	【事業名の変更】 「定住促進住宅取得等補助金」に変更
5	石巻移住定住ガイド事業	【事業名の変更】 「移住相談窓口事業」に変更
6	(仮称) 地域活動サポート事業	【事業実施時期の変更】 (令和2年度～令和6年度→令和2年度～令和3年度) ※事業終了
7	ストレスを抱える女性の自己回復力向上のための人材育成事業	【事業実施時期の変更】 (令和元年度～→令和元年度～令和3年度) 【実施主体名の変更】 石巻復興支援ネットワーク→特定非営利活動法人やっぺす ※事業終了
8	路線バス運行事業	【支援措置の追加】 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(蛇田線)) 【支援措置実施時期】 令和3年度～

(2) 今後の予定

令和5年1月中旬 内閣総理大臣変更認定申請

2月下旬 内閣総理大臣変更認定予定

【その他】

- ・石巻市交通安全対策会議について（市民生活部）
- ・令和5年第1回定例会における全員協議会案件の連絡について（総務部）
- ・総合支所と本庁担当との協議・情報共有について（雄勝総合支所）

以上